

会則改正の趣旨と施行 (20230301-rev03)

経緯の説明は前回の通りですので省略します。

2月12日定例会後の修正点が数か所あります、赤字アンダーライン部分です。

今回改正のポイントは

- 1, 自治会三役の人数を少なくできるようにする、任期を1年とし、毎年選出する
(連続年数の制限は無くす)
- 2, 自治会等からの幹事は1名とし、任期は1年とする。
- 3, 総会代議員は自治会等から1名とする。
- 4, 届け出る各委員等の任期は全て1年とする。
- 5, その他文言表現上の整理あり。

施行手順

2月12日(日)の定例会時に「改正案」を説明する。

各自治会等での討論・意見を求める。

その後の、意見により修正したところが数か所あります。

3月12日(日)「臨時総会」を開催し議決する。

総会代議員は自治会等から2名とし、現状に鑑み1名出席とし1名は委任状とする。

議決後、会則は即日施行とする。

施行に伴い、

新年度(令和5年度)自治会等からの幹事は1名、代議員は1名となります、任期は1年です。

三役(現三役も含め)の任期は1年となり、全三役今年度で任期切れとなります、したがって新年度(令和5年度)新たな承認が必要です。現在7名の候補予定者がいます。

配布済みの会則(HPにもUPしています)と読み比べて、ご意見等をお願いします。

以上

赤坂台校区連合自治会会則 (Rev-02)

第1章 総則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は赤坂台校区連合自治会と称する（以下「**本会**」と云う）
- 2 本会の事務所を**赤坂台地域会館（堺市南区赤坂台2丁目5番15号）**に置く。

(組織)

- 第2条 本会は赤坂台校区に居住する者で組織された**単位自治会・単位管理組合（以下「自治会等」という）**をもって組織する。

第2章 目的

(目的)

- 第3条 本会は赤坂台校区内居住者の親睦と連帯を密にし、文化生活に寄与するとともに、各行政官公庁、各種団体との交渉・連絡を行い、共同利益を追求し、住みよい生活環境をつくることを目的とする。
- 2 本会は政党・宗派及び利益団体によって干渉拘束されない、また偏向しない。

第3章 運営の基本原則

(運営)

- 第4条 **本会運営の基本**
- (1) 本会は居住者でつくられた**自治会等**の代表で構成され、相互に協力し、共通の課題や問題解決に**あたる**。
- (2) 本会は常に全員の意見を広く聞き、できるだけ多くの話し合いをもち、民主的に運営する。
- (3) 本会は行政官公庁よりの連絡その他については第3条に基づき自主的に判断を行うものとする。
- (4) 本会は常に居住者の利益を代表し、役員はその**任にあたる**。
- (5) 本会は**自治会等**の相互理解と協調により、交流・親睦を深め、**事業運営を進める**。
- (6) **本会は適法・民主的な活動を旨とし、自治会等の自主的活動を尊重し、干渉しない**。
- (7) 本会は健全或る各種団体に対して、事業遂行に必要な場合は協力要請する事がある。

(加入及び脱退)

- 第5条 本会への加入及び脱退は、総会において**自治会等**を代表する者の**意思表示**を以って承認する。
- 2 会期途中の加入または脱退については、役員会で仮承認することができる。ただし、次期総会において承認を得るものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第6条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用・提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 機関

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 三役会
- (4) 専門部会
- (5) 地域会館管理運営委員会

(総会)

第8条 総会は本会の最高議決機関であり、**自治会等**より選出された代議員の2/3以上（委任状を含む）の出席で成立し、過半数賛成で議決する。

2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度始めにこれを開催する。また、1/3以上の**自治会等**の要請があったとき、若しくは会長が必要と認めたときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 **総会の代議員は各自治会等より1名とする。**

4 総会に諮る事項は次のとおりとする。

- (1) 年間行事計画及び報告。
- (2) 予算、決算に関する事項。
- (3) 会則の改廃に関する事項。
- (4) 役員承認及び人事構成に関する事項。
- (5) 地域会館の管理に関する事項。
- (6) その他必要事項。

(役員会)

第9条 役員会は総会の執行機関である。

(1) 定例役員会は、会長が招集し**原則毎月開催する。**

(2) 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、**または自治会等**の1/3以上の要請があったときは、会長がこれを要請し開催することができる。

2 役員会は**第13条**に掲げる役員で構成される。

3 役員会は構成員の2/3以上（委任状含む）の出席で成立し、過半数の賛成で議決する。

4 役員会に諮る事項は次のとおりとする。

- (1) 総会における議決権事項の遂行
- (2) 総会に審議を求める事項の作成
- (3) **自治会等より**の提案事項の審議決定及びその遂行

[参考資料1]

- (4) 細則の設定及びその改廃に関する事項
- (5) 地域会館管理運営規則の改廃及び委員会からの報告事項の審議承認
- (6) その他必要事項

(三役会)

第10条 三役で構成し、役員会の議案その他について検討及び実施する。

(専門部会)

- 第11条 本会の目的達成のより具体化を図るため専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、構成及び運営については、役員会で決定する。

(地域会館管理運営委員会)

- 第12条 地域会館の円滑かつ健全な管理を行うため、管理運営委員会を設置することができる。
- 2 管理運営委員会の組織、構成及び運営については、「赤坂台地域会館管理運営規則（以下「会館規則」という。）」を設けて第7章に掲げる運営を行う。

第5章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- 1 三役
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 若干名
- 2 幹事 自治会等より各1名

(任務)

第14条 役員は次の任務を分担する、総会で選出された三役の任務は、三役の互選により決定する。

- 1 三役
 - (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長任務を代行する
 - (3) 書記長 本会の会務全般を掌握し、事務を司る。
 - (4) 会計 本会の会計を担当する
 - (5) 理事 任務を分担する
- 2 幹事 本会の会務を審議し、その遂行を分担する。

(役員を選出等)

第15条 役員を選出、任期等については、別に定める「赤坂台校区連合自治会役員選出規則」の手続きにより運用するものとする。

2 前条2項の幹事については、自治会等の代表者またはその代行者とする。

(相談役)

第16条 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会において校区住民の中から適任者を選択し、会長が委嘱する。

3 相談役は、役員会に対し本会の運営に関して必要な助言を与えることができる。

第6章 会計

(会計区分)

第17条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 一般会計は、本会の運営経費とし、会費、行事分担金、堺市補助金、その他によって運営する。

また、予算案及び決算については総会の承認を得るものとする。

3 特別会計は、**地域会館基金積立金**(以下「**基金積立金**」という)と、**地域会館の管理運営会計**(以下「**地域会館会計**」という)とに分かつ。

基金積立金は、**地域会館の長期的な財政の確立を諮るために設置する。基金積立金への繰り入れは、一般会計の繰越金の範囲とし、総会の承認を得るものとする。**

地域会館会計は、**地域会館の管理運営に要する経費とし、会館使用料、堺市補助金、その他によって運営する。また、予算案及び決算については総会の承認を得るものとする。**

(会費)

第18条 会費は、運営上の必要に応じ役員会の議決により決定するものとする。

2 年度途中で脱退した場合、既納された会費は返却しない。

(行事分担金)

第19条 行事分担金は、行事内容の必要性に応じ役員会の議決により決定するものとする。

2 年度途中で脱退した場合、既納された分担金は返却しない。

(寄付金)

第20条 寄附金の受理については、役員会で慎重に審議し、その可否を諮る。

(出金)

第21条 **出金は会長の承認を必要とする。ただし、赤坂台地域会館にかかる特別会計は、別途地域会館管理運営規則に定める。**

2 本会の役員は**原則無報酬とする。ただし、活動の必要経費は支給する。**

(会計年度及び監査)

[参考資料1]

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、会計は年1回以上、収支計算書を作成して、監査人の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計監査人)

第23条 本会に会計監査人2名を置く。

- 2 会計監査人は、総会の承認を得なければならない。
- 3 会計監査人の任期は1年とする。

第7章 地域会館

(地域会館)

第24条 堺市から本会に所有権の無償譲渡を受けた赤坂台地域会館の管理運営については、本会の責任のもとに、次の各項目により運営する。

- (1) 赤坂台地域会館の管理運営については、赤坂台校区内の各種団体・組織及び住人の代表からなる管理運営委員会を設けて管理運営する。
- (2) 管理運営委員会の委員長は、本会の会長が兼務する。
- (3) 管理運営委員会の事務局長は、本会の三役の内から1名が兼務する。
- (4) 管理運営委員会の監査人は、本会の監査人が兼務する。
- (5) その他必要な事項は別途規則で定める。

第8章 会則の変更

(改廃)

第25条 本会則の改廃は、総会の議決を要する。

附則

1 定めなき事項について、役員会の承認を得るものとする。

2 本会の設立年月日は昭和53年(1978年)1月29日とする。

この会則は、昭和53年(1978年)1月29日から施行する。

昭和57年(1982年)5月16日 一部改正

昭和58年(1983年)5月8日 一部改正

昭和59年(1984年)5月13日 一部改正

昭和61年(1986年)3月9日 一部改正

昭和61年(1986年)12月14日 一部改正

平成2年(1990年)4月8日 一部改正

平成10年(1998年)1月11日 一部改正 (平成10年4月1日から施行)

平成15年(2003年)4月1日 一部改正

平成31年(2019年)4月1日 一部改正

令和5年(2023年)3月12日 一部改正(同日施行)

赤坂台校区連合自治会役員選出規則 (Rev-02)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、赤坂台校区連合自治会（以下「連合自治会」という）会則第5章により、選出承認される役員について、その選出、承認の手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 役員の種別は、総会選出役員と、総会承認役員とに分ち、**総会選出役員は、三役（会長、副会長、書記長、会計、理事）とし、**総会承認役員は各自治会、管理組合（以下「自治会等」という）より**1名**ずつ推薦される幹事とする。

第2章 三役

(三役の選出方法)

第3条 三役の選出は、次のいずれかの方法により役員候補者として総会に提案され、その議決により選出される。

- (1) 立候補
- (2) 自治会等の推薦または複数の自治会等の推薦
- (3) 連合自治会役員会の推薦

(立候補の届出)

第4条 三役に立候補しようとするものは、別に定める様式により、~~就任しようとする役職を明記し、~~指定された期日までに、その所属する自治会等の長を経由して、連合自治会に届出なければならない。

(推薦の届出)

第5条 自治会等または、連合自治会役員会の推薦する三役候補者の届出についても、前条の手続きを準用する。~~その場合、立候補者の数が、自治会等につき2名を超えることはできない。~~

(政策・意見の発表)

第6条 届出を受理された候補者は、指定された日の連合自治会役員会に出席して、連合自治会運営についての**政策・意見**を述べるものとする。

但し、候補者の自治会活動の実績等について認知されている場合はこれを省略することができる。

(役員会の任務)

第7条 役員会は、候補者の政策、意見を聞いて、総会に候補者として推薦することの可否を

[参考資料2]

決定する。その決定方法は、役員会の採用する方法による。

- ~~2 役員会は、立候補者、又は推薦のあった役職、及びそれらがなかった役職についても、各自治会等の協力を得て、単数、又は複数の候補者を選定し、総会に提案しなければならない。この場合、人事の偏在、滞留には、特に配慮するものとする。~~

(総会による選出)

第 8 条 総会における三役の選出は、候補者の意見陳述の後(状況により省略可)、連合自治会会則第 8 条の代議員により、無記名投票にて各候補者ごとに単記制で実施する。

~~但し、候補者が、それぞれの役職について単数である場合は、上記の方法によらないで選出することができる。~~

- 2 議決の結果、役員に欠員が生じた場合、役員会は、速やかに新たな候補者を選定し、総会に提案するものとする。
- 3 第 2 項の場合、又は任期中に欠員を生じた場合は、本条の手続きに準じ、総会で選出する。ほか、連合自治会会則第 8 条の代議員に対し、文章で賛否を問い議決することができる。

(任期)

第 9 条 総会により選出された三役の任期は、それぞれの役職について、就任より 1 年とする。

欠員により補充された者は、前任者の残任期間とする。

- ~~2 任期満子の三役の全部、又は一部を再任しようとするときは、第 8 条の手続きを準用する。~~

第 3 章 幹事

(幹事の就任)

第 10 条 連合自治会会則第 12 条 2 項の各自治会等から推薦された総会承認役員である幹事は、総会の承認によりその役職に就任する。

- 2 幹事の任期は、原則として 1 年とする。が、2 名のうち 1 名は、できるだけ前年度の幹事を再任し、推薦することが望ましい。

(欠員補充)

第 11 条 幹事に欠員が生じたときは、その所属する自治会等は、速やかに後任者を推薦し、第 8 条 3 の手続きを経て、幹事に補充されるものとする。その任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 規則の変更

(改廃)

第 12 条 本規則の改廃は、連合自治会総会の議決を要する。

(附則)

本規則は、昭和 61 年(1986 年) 12 月 14 日から施行する。

[参考資料2]

平成10年(1998年) 1月11日 一部改正(平成10年4月1日から施行)

令和5年(2023年) 3月12日 一部改正(同日施行)